

(目 的)

第1条 この要綱は、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例ならびに品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則に基づき、区内に存在する事業用建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量・リサイクルおよび適正処理を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 この要綱の対象とする建築物は、建築物の事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000 m²以上3,000 m²未満のものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第3条 この要綱で規定する建築物は、棟を単位とする。ただし、学校、病院および工場等、同一敷地内において再利用対象物および廃棄物の処理および保管が一体として行われる場合には、建築物が複数であっても一棟とみなすことができる。

(対象建築物の所有者の範囲)

第4条 この要綱で規定する建築物の所有者（以下「所有者」という。）とは、当該建築物にかかる民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を当該建築物の所有者とみなすことができる。

- ① 建築物の共有者または区分所有者が構成する管理組合の代表者
- ② 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者
- ③ 建築物の全部を賃貸その他の理由により事実上占有している者
- ④ 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理に止まらず、建築物に対する総合的な管理権限を与えられている者

(所有者の責務)

第5条 所有者は、リサイクルの促進等により当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に努めるものとする。

- 2 所有者は、責務を遂行するために、建築物1棟ごとに廃棄物管理責任者を1名選任するものとする。ただし、1名選任することが困難な場合は、複数の廃棄物管理責任者を選任することができる。
- 3 所有者は、前項の規定により廃棄物管理責任者を選任したときは、その選任した日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（様式1）により届け出るものとする。
- 4 所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の現況を把握するとともに、ごみ減量・リサイクルに関する計画を作成するものとする。
- 5 所有者は、常に保管場所およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこととする。この場合において、所有者は必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこととする。

6 所有者は、再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じることとする。

(テナント等の協力)

第6条 建築物のテナント等は、自らも廃棄物の発生抑制および適正な処理に努めるとともに当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量・リサイクルに関し、所有者および廃棄物管理責任者に協力するものとする。

(廃棄物管理責任者の役割)

第7条 廃棄物管理責任者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 建築物の再利用対象物・廃棄物の発生量および処理状況の把握に関すること。
- ② 建築物全体のごみ減量・リサイクルの推進に関すること。
- ③ テナント・利用者への廃棄物の減量・リサイクルおよび適正処理に関する要請に関すること。
- ④ ごみ減量・リサイクル推進に係る所有者への措置の要請に関すること。
- ⑤ 品川区、所有者およびテナント等との連絡調整に関すること。

(品川区による助言および指導の実施)

第8条 第5条第3項の届出および所有者が作成する第5条第4項の計画について、必要な助言と指導を行うものとする。

2 この要綱の施行に必要な限度において、当該建築物に立入り調査をし、指導を行うことができる。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する